

四日市市選管告示第46号

四日市市投票所移動支援実施要綱を次のように定める。

令和7年12月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

四日市市投票所移動支援実施要綱（四日市市選管告示第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) <p>第1条 この要綱は、市内に居住する選挙人のうち、選挙時における自宅等と投票所との間の移動が困難な選挙人を対象に、投票日当日<u>並びに期日前投票期間中の土曜日及び日曜日</u>のタクシーによる移動を支援すること（以下「移動支援」という。）により、投票しやすい環境を整備し、投票の利便性の向上を図ることを目的として、移動支援の実施に必要な事項を定めるものとする。</p>	(目的) <p>第1条 この要綱は、市内に居住する選挙人のうち、選挙時における自宅等と投票所との間の移動が困難な選挙人を対象に、投票日当日のタクシーによる移動を支援すること（以下「移動支援」という。）により、投票しやすい環境を整備し、投票の利便性の向上を図ることを目的として、移動支援の実施に必要な事項を定めるものとする。</p>
(対象者) <p>第3条 移動支援の対象者は、本市の選挙人名簿に登録されている選挙人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 投票日当日<u>並びに期日前投票期</u></p>	(対象者) <p>第3条 移動支援の対象者は、本市の選挙人名簿に登録されている選挙人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 投票日当日、投票所までの移動</p>

間中の土曜日及び日曜日に、投票所までの移動が困難な市内居住者で、移動のための交通手段又は補助手段（家族等の送迎）がない者

(2) 資格等に関する要件 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている者

(3) (略)

(実施期間)

第4条 移動支援の実施期間は、前条に規定する日における移動支援事業者の営業時間のうち、本市が指定する時間内とする。

(利用申請)

第5条 移動支援を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、移動支援登録申請書（第1号様式）を、選挙ごとに、利用しようとする日の4日前までに四日市市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

が困難な市内居住者で、移動のための交通手段又は補助手段（家族等の送迎）がない者

(2) 資格等に関する要件 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までのいずれかの認定を受けている者

(3) (略)

(実施期間)

第4条 移動支援の実施期間は、投票日当日における移動支援事業者の営業時間のうち、本市が指定する時間内とする。

(利用申請)

第5条 移動支援を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、移動支援登録申請書（第1号様式）を、選挙ごとに、投票日当日の4日前までに四日市市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

移動支援登録(新規・変更)申請書

四日市市選挙管理委員会

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

私は、次のとおり投票所への移動支援対象者名簿への登録(□新規・□変更)を申請します。

選挙名	年 月 日 執行 選挙		
ふりがな		生年月日	大正・昭和・平成
氏名			年 月 日
住所	四日市市		
タクシーの配車場所	※住所と異なる場合は記入してください(市外は移動支援の対象外です。)。 四日市市		
電話番号	――――		
障害者手帳の種類、介護保険被保険者証の状況等 (該当箇所に○をつけてください)	要介護状態区分等	要介護5・要介護4・要介護3・要介護2・要介護1	
	身体障害者手帳	1級・2級・3級 障害の種類〔 〕	
	療育手帳	A1(最重度)・A2(重度)	
	精神障害者保健福祉手帳	1級	
登録要件の確認	該当する項目の確認欄の□に「✓」を記入してください。(登録を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。)		確認欄
	現に四日市市内に居住している。		<input type="checkbox"/>
	自宅等から投票所まで、自力で(歩行、自転車、自家用車等)移動することが困難である。		<input type="checkbox"/>
	自宅等から投票所までの移動手段又は移動の補助手段(家族等の送迎)がない。		<input type="checkbox"/>
	自らタクシーまでの移動が困難な場合は、自宅等及び投票所でタクシーまでの移動及び乗降を介助する者を同伴できる。		<input type="checkbox"/>
	どの候補者に投票するかの意思表示ができる。		<input type="checkbox"/>
	この申請書に記載する個人情報を移動支援事業者に提供することに同意する。		<input type="checkbox"/>
乗車時の車椅子の使用	<input type="checkbox"/> あり(自分の車椅子に乗ったまま乗車する) <input type="checkbox"/> なし		
本人以外の連絡先等	氏名		本人との関係
	連絡先	――――	
	移動時の付添	あり	・

※該当する障害者手帳のコピー又は、介護保険被保険者証のコピーを添付してください。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

（表面）

年　月　日（　）執行

〇〇〇〇〇選挙 タクシー利用券

四日市市選挙管理委員会委員長

利用者住所	
利用者氏名	

この利用券は、 年　月　日（　）執行の〇〇〇〇〇選挙の投票のため、選挙人が自宅等から投票所までの往復移動にタクシーを利用する場合、運賃無料で乗車できることを証明するものです。

タクシーを利用する際は、この利用券を運転手に提出してください。

この利用券は、本選挙の投票日当日並びに期日前投票期間中の土曜日及び日曜日以外には、利用できませんのでご注意ください。

裏面もご覧ください。

（裏面）

利用可能な事業者一覧

事業者名	所在地	電話番号	車椅子対応の可否

<注意事項>